

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称： 西尾市立一色西部保育園	種別： 保育所	
代表者氏名： 石田 清美	定員（利用人数）： 112名（105名）	
所在地： 愛知県西尾市一色町治明東川田2-1		
TEL： 0563-72-8568		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日： 昭和32年12月 1日		
経営法人・設置主体（法人名等）： 西尾市		
職員数	常勤職員： 8名	非常勤職員： 15名
専門職員	（園長） 1名	（主任） 1名
	（保育士） 17名	（調理員） 1名
	（養護・保育補助） 2名	（事務） 1名
施設・設備の概要	（居室数） 8室	（設備等） 保育室・遊戯室・給食室
		医務室・事務室・プール
		屋外遊戯場

③理念・基本方針

★理念

・子ども達が心身ともにたくましく健やかに育つことを願い、児童福祉法及び保育所保育指針を基にまごころをこめて、豊かな人間性を持った子どもを育成します。

★基本方針

- ・健康で安全な保育を基本とし、一人一人の思いを受け止め愛情豊かな保育をします。
- ・地域や保護者と連携を図り、信頼関係を築くと共に協力し合って保育を進めます。
- ・職員間の連携を図り、保育の専門性を高める研修などに参加し、保育内容の充実に努めます。
- ・園児や保護者への防災意識の啓発に努めます。

④施設・事業所の特徴的な取組

・防災について、保護者にも意識してもらえるように、引き渡し訓練や通信で働きかけている。西尾市は災害が発生した場合、住所によって指定避難場所が違っている。その中でも一色西部保育園の地区は、指定避難場所が様々で把握が難しい。緊急時に指定避難場所が正しく判断できるように、避難場所カード（名札）を作成した。

また、昨年度末より、保育園が洪水による災害発生時の指定避難場所となった。西尾市としては広報やホームページ、保育園としては園だよりなどの家庭通信で知らせている。園児だけでなく保護者や地域にとっても安心、安全な保育園となれるように努めている。

・「園児の噛む力を育てる」ことに取り組んでいる。昨年度 噛むことの大切さや噛む力と運動の連動性や将来につながりがあることについて研究をした。その結果と反省を基に、今年度は「噛む力と姿勢との繋がり」に焦点をあて、体幹を意識した活動を取り入れ、姿勢の変化を見ていこうと思っている。保育士自身が子どもの発達や興味、季節を考慮して遊びを設定し、体の動きや体のどの部分に力があるのかを意識しながら援助をしている。

・職員全員が「相手の気持ちに寄り添うこと」を心掛けている。園児に対しては勿論のこと、保護者にも同様の対応を心掛けている。職員間においても、保育士の経験年数に囚われることなく、新しい意見や考えを受け入れながら進めている。また、他の年齢の保育士と連携を取る体制を作り、保育士一人一人の孤立化を防ぎ、相談しやすい環境や協力し合い業務の負担の軽減となるように努めている。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和 3年 7月 9日（契約日）～ 令和 4年 5月12日（評価確定日） 【令和 4年 1月28日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	1 回 （平成27年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆働きやすい職場づくり

市が行う職員の「職場診断アンケート」は、主に働きやすさについてのアンケートであるが、各項目で平均値以上の回答が得られている。業務分担の見直しや超過勤務の削減等、働きやすさを追求した取組みを行っている。「持ち帰りより園で仕事」、「家でリフレッシュ」、「職員を孤立させない」という園長の考えの下、時間外勤務は削減され、働きやすい職場づくりが進んでいる。

◆研修機会の確保

長時間保育がシフト制になったこともあり、職員が余裕を持って集まることのできる時間は限られている。そのような中であっても、開催時間を工夫し、「園内研究」、「園内研修」、「ケース検討報告会」が行われ、職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。

◆園内研究会におけるPCDAサイクル

昨年度から進めている園内研究の「噛む力」について、課題を明確にして取り組みを始めている。外部講師からも有益なアドバイスがある。園内研究の記録の取り方を差異がないように統一し、結果が分かりやすいようにしている。

◇改善を求められる点

◆総合的な人事管理

総合的な人事管理では「期待する職員像」を明確にし、職員の育成、活用（採用・配置）、処遇（給与等）、評価が、総合的に実施される必要がある。しかし、「能力取組シート」は園に残っていない。評価と育成が繋がるよう改善の余地がある。

◆運営の透明性の確保

市のホームページには、リーフレットを含めた情報が掲載されている。しかし、情報量が少なく、運営の透明性の確保という点では十分とは言い難い。また、「子ども・子育て支援情報システム（ここdeサーチ）」には、第三者評価未実施となっている。事業運営の透明性を担保する上でも、正確な情報公開が求められる。

◆マニュアルの見直しと実践への反映

園の運営に関する各種マニュアルが整備されており、職員周知できるようにマニュアルは職員個々に配付されている。見直しをした際には、日付が記載されているが、一部のマニュアルに留まっている。今後は、見直しとともに実践での反映を確認することを期待したい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

結果から見直しが必要と思われた部分は、改善し取り組んでいる。
また、次年度以降もこの第三者評価の内容を園で活用し、より良い施設となるようにしていく。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 保育理念や保育方針がリーフレットに記載され、ホームページでも確認することができる。職員への周知を図るため、会議前に保育理念の唱和を実施している。保護者への周知は、4月の入園、進級説明会で行っている。新型コロナウイルス感染症への対策から時間短縮で行ったが、保護者アンケートでは86%の保護者が、理念、方針の説明を受けたと回答している。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	①・b・c
<コメント> 市が策定した「子ども・子育て支援計画」や毎月の公立園の園長会、民間園と公立園合同の施設長会、全国保育園協議会等から情報を得ている。また、月2回の園庭開放や一時保育事業などから、地域状況や地域ニーズを把握して分析している。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 経営状況については、市が示した「保育園予算配当一覧表」と支出額、残高を示し、職員への情報の共有を図っている。修繕については、各部屋の修繕必要箇所を半年に1度聴取して改善策を考え、場合によっては市に要望を出している。職員の勤務体制が長時間交代制であり、話し合いの時間の確保が課題となっている。改善に向けて努力をしているが、制度面での限界がある。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	①・b・c
<コメント> 中・長期計画は、「人材育成」、「子育て支援」、「地域との関わり」、「防災への備え」、「施設管理」等の項目で3年間ごとの計画を策定している。また、1年ごとに見直しを図っている。中・長期計画は事務室に大きく掲示され、いつでも確認できるようになっている。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・②・c
<コメント> 中・長期計画の「人材育成」、「子育て支援」、「地域との関わり」、「防災への備え」、「施設管理」の項目に従い、事業計画が記述式で策定されている。施設管理については具体的な目標が記載されているが、その他の項目については、具体的な数値が設定されておらず、進捗状況や達成度の評価が難しい。数値目標や具体的な到達目標の設定など、効果測定が可能な形にすることが求められる。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画の策定は、年度末の職員会議で職員から意見聴取し、年度初めに事業計画が策定されている。事業計画の実施状況は、12月に振り返りを行い、3月に最終評価を行っている。また、確定した事業計画は年度初めの職員会議で全職員に周知している。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	① ・ b ・ c
<コメント> 事業計画は、例年、進級説明会と入園式で説明をしているが、コロナ下において、今年度は説明することができず、防災についての説明のみとなり、資料を配付する形となってしまった。しかし、その後の個人懇談会の場で説明を行った結果、88%の保護者が事業計画の説明があったと保護者アンケートで回答している。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	a ・ ① ・ c
<コメント> 第三者評価を定期的に受審し、自己評価も行っている。行事については、評価・反省をその都度行っている。避難訓練について、避難した子どもの人数確認ができなかったことを職員会議で話し合い、職員が常に携帯電話を持って、人数確認の連絡を取り合う等、PDCAサイクルに基づく、保育の向上の取組みとして評価できる。一方、組織的な取組みという点では改善の余地がある。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ① ・ c
<コメント> 第三者評価や自己評価で課題を明確にし、職員会議で検討している。しかし、改善に向けての取組みについては、計画的に行われているとは言い難い。事業計画に改善目標として盛り込む等、見直しを図る点でも工夫する余地がある。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保10	①	・ b ・ c
<p><コメント> 市の規定した「保育園職員としてのあり方」の中の「保育にあたっての基本姿勢」に、園長の役割と責任が明記されている。園長は、保育所の経営・管理に関する方針と取組みについて、「園だより」の中で自らの考えを表明している。非常時の園長不在の際の権限委任先は、マニュアルに明記されている。</p>			
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	・ ② ・ c
<p><コメント> 園長は法令遵守の研修や勉強会に参加している。関連法令はリスト化し、プリントしてファイリングしている。また、回覧・押印で職員に周知できたかを確認している。市の条例変更は「西尾市ポータルサイト」のメールや掲示板で確認できるようになっている。更なる法令遵守の徹底に向けて、職員の研修参加や法令の理解促進を図られたい。</p>			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	①	・ b ・ c
<p><コメント> 園長は、「園内研究」を開催し、噛む力の育みから体幹を意識した遊びについて事例検討や意見交換をし、保育内容の充実を図っている。指導計画にも定期的に目を通し、子どもにあった援助は何かを職員と共に考えて助言している。研修後の所感についてもコメントを記入し、助言している。「昨年度のことより進もう！子どもがやってみたいことを応援しよう！」と、職員をサポートしている。</p>			
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	①	・ b ・ c
<p><コメント> 園長は、人事・労務・財務等について公立園の枠内ではあるが、経営の改善、業務の実効性の向上に向けて分析を行っている。市が行う職員の「職場診断アンケート」は、主に働きやすさについてのアンケートであるが、各項目で平均値以上の回答が得られている。業務分担の見直しや超過勤務の削減等、働きやすさを追求した取組を行っている。</p>			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	①	・ b ・ c
<p><コメント> 職員の採用や確保は、市が計画に基づいて行っている。保育課主幹と指導担当とで行われる「運営懇談会」において園の現状を伝え、人材確保に努めている。管理職と職員にそれぞれ行われる「離職防止研修」では、管理職は働きやすい職場づくりを、職員は保育の魅力を再認識する場となっている。一時保育の担当としての「子育て支援員」をポスター掲示等で伝え、人材確保に協力している。</p>			
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	a	・ ② ・ c
<p><コメント> 「成果評価シート（目標管理）」、「能力取組シート」が設定され、園長や主査が懇談し、「成果評価シート」については評価が処遇に反映されている。総合的な人事管理では「期待する職員像」を明確にし、職員の育成、活用（採用・配置）、処遇（給与等）、評価が、総合的に実施される必要があるが、「能力取組シート」は園に残っていない。評価と育成がつながるよう改善の余地がある。</p>			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>10月に実施される「自己申告書」で、勤務地や時短勤務の要望を把握している。市に「こころの相談窓口」が設置されている。年次有給休暇の取得や時間外勤務はデータで管理され、職員の就業状況を把握している。「持ち帰りより園で仕事」、「家でリフレッシュ」、「職員を孤立させない」という園長の考えの下、時間外勤務は削減され、働きやすい職場づくりの取り組みが進んでいる。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育園職員としてのあり方」に「期待する保育士像」が明記されている。「成果評価シート」に職員が目標を定め、達成状況を年2回の面談で確認している。園長と主査が面談し、助言を行って育成に繋げている。会計年度任用職員にも、昨年度より「成果評価シート」を取り入れた。職員個々の目標を、理念や方針、中・長期計画、事業計画の実現につながるよう設定し、育成を図りたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	③ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市の公立園の研修が、年間計画に沿って実施されている。参加した職員から、研修内容が園内研修の中で報告され、他の職員の学びの場となっている。園内研究の年間計画を立てて月1回開催し、運動・発達・遊びの事例検討や職員同士の意見交換を行っている。さらに、職員会議の前後で「ケース検討報告会」が開かれ、障害児保育や配慮を必要とする家庭の情報共有を図っている。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	④ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>新任職員には1ヶ月のOJTが行われている。市の研修は経験年数や職種、職員の意向を考慮して参加できるようにしている。「研修受講記録一覧表」があり、異動時に研修参加の状況が引継がれる仕組みがある。研修案内を回覧して職員に周知しており、自主研修の形で参加できるように配慮している。園内研究や園内研修、「ケース検討報告会」もあり、職員の教育・研修の機会は多い。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受け入れマニュアル」に沿って、2週間のプログラムが作成され、実習指導を行っている。実習の振り返りはクラスごとに行われており、最終日には実習期間全体の振り返りを実施している。効果的な実習生指導となるよう、実習指導者に対する研修を行うことを期待したい。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>市のホームページに、リーフレットを含め情報が掲載されている。しかし情報量が少なく、運営の透明性の確保という点では十分とは言えない。また、「子ども・子育て支援情報システム(ここdeサーチ)」には第三者評価未実施となっているため、正確な情報公開を図りたい。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	⑦ a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>市が定めた「文書取り扱い事務」と「予算執行点検マニュアル」に基づいて事務や経理業務を執行している。「予算執行点検マニュアル」は6月と12月に予算の執行状況を点検している。園長と主査が牽制機能を発揮し、予算執行時は園長が承認し、主査が発注をしている。物品の購入に際しては、業者に偏りがないようにしており、市の監査も定期的に受けている。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域との関わり方についての基本的な考え方を、リーフレットや事業計画に記載している。散歩や高齢者施設への訪問、小学校との交流等、地域交流に積極的に取り組んでいる。一時保育や3人乗り自転車の貸出、病児保育、休日保育等、社会的資源をその都度案内している。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ② ・ c	
<p><コメント> 「ボランティアの受け入れについてのマニュアル」や「中学生・高校生職場体験受け入れマニュアル」が整備され、それぞれ意義と方針が明記されている。コロナ下において、ボランティアの受入れ等が中止を余儀なくされている。ボランティア等を受け入れる際の、必要な研修や支援については改善の余地がある。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	① ・ b ・ c	
<p><コメント> リスト化された「関係機関との連携」があり、必要な社会資源が一覧となって掲載されている。日ごろの保護者との会話の中から相談や悩みを毎月の「育児月報」に記録し、状況に応じて関係機関と連携を図っている。家庭での虐待を疑われるケースは、市の家庭児童支援課に報告して児童相談所に繋げている。職員間でも、個人情報に留意しながら情報共有をしている。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 園長は地域の小学校評価委員になっており、年2回の会議の中で、町内会長や民生委員児童委員といったメンバーから地域の福祉ニーズを把握し、園の様子を伝える機会ともなっている。また、園庭開放や一時保育、地域活動事業「コロコロ」の利用者から相談や要望を聞き、福祉ニーズの収集に努めている。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	① ・ b ・ c	
<p><コメント> 地域に内在している保育ニーズの掘り起こしの一環として、未就園児対象の園庭開放や地域活動事業「コロコロ」に取り組んでいる。また、水害（津波、洪水等）発生時の避難所であることを表示し、備蓄品を常備している。園の開設が昭和32年と古く、地域の社会的資源として長きにわたって貢献している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果		
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。				
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	a	ⓑ	c
<p><コメント> 子どもの様子を、夕礼にて情報交換して職員周知を行っている。また、月週案の立案時にも子どもの様子について話し合っている。「保育の全体的な計画」には、人権についての記載がある。今後は、子どもの人権や文化の違いについて、具体的な話し合いや勉強会等の実施を検討されたい。</p>				
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 年度初めに、マニュアル「保育園職員としてのあり方」の読み合わせを行い、プライバシー保護について職員周知を図っている。保育実践では、プールの際の着替えや身体測定等に、子どものプライバシーが守られるように配慮している。「重要事項説明書」にプライバシー保護について記載し、保護者から「メディア同意書」も得ている。</p>				
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。				
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a	ⓑ	c
<p><コメント> リーフレットが市役所に置いてある。市のホームページから園の情報を得ることができる。リーフレットは、写真を使って園の活動内容が分かりやすく説明されている。見学者には園長または主査が対応している。リーフレットの見直しの際には、職員も参画して広く意見を取り入れていくことが望ましい。</p>				
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 「重要事項説明書」や「入園のしおり」を用いて、保護者へ保育内容等の説明を行っている。「きずなネット」にて、保育の変更や急なお知らせ等の連絡をしている。外国籍の保護者へは、伝わりにくいこともあるので個別に知らせている。配慮の必要な家庭については、職員間で話し合い共通理解を行っている。</p>				
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a	ⓑ	c
<p><コメント> 保育の継続性について、市内転園児に関してはマニュアル化され職員周知されている。退園・卒園児については、口頭で退園・卒園後も園は相談窓口であることを知らせている。退園児や卒園児が、継続して園で子育て相談を受けられることを文書化し、保護者に書面で渡すことが望ましい。</p>				
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。				
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	Ⓐ	b	c
<p><コメント> 行事後、保護者アンケートを行い、次の行事の参考にしている。保護者へは、集計後紙面で結果報告をしている。行事アンケートと一緒に園評価アンケートも行い、集計して保護者にフィードバックしている。保護者相談は、年2回個人懇談会を行っており、保護者ニーズを把握する機会としている。</p>				

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 毎月「園だより」にて、要望や意見・苦情を受け付けていることを記載し、保護者に知らせている。今年度は苦情はなく、記録用紙への記入はない。苦情のないことを善しとせず、他園で起きた事例を職員間で検討し、分析して解決策を話し合う等、事故や苦情の未然防止のための学びの機会とされたい。		
Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 苦情や相談を紙面や口頭で受け付けていることを、「入園のしおり」やリーフレット等で知らせているが、相談相手（窓口）が複数あることを、広く知らせる工夫をされたい。また、相談時は休養室を利用してプライバシーや個人情報に配慮されること、守秘義務が徹底されること等を分かりやすく知らせる方法を検討されたい。		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 意見箱が設置してあるが、利用数（投函）は0である。「園だより」で、毎月相談受け付けについて知らせていることで、保護者への安心感がある。「相談マニュアル」があり、相談内容は「育児月報」に記載している。今後はマニュアルの見直しや読み合わせを検討されたい。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	㉔ ・ b ・ c
<コメント> ヒヤリハットについて、職員が気付いたことを朝礼・夕礼で確認し周知している。園内外の地図に危険箇所や危険内容を記載し、事故防止の意識を高めている。年2回の見直しを基本としているが、必要に応じて加筆している。「事故対応マニュアル」が整備され、事故が起きた場合は指定の様式で報告している。他園の事故に関しても、職員間で分析したり、原因について話し合う機会をもっている。		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 感染症安全対策研修に職員が参加し、園内で報告会を行って職員の共通理解を図っている。新型コロナ対策では、空気清浄機や適切な換気、マスク着用等の対策と毎日の消毒を行っている。感染症発生の場合は「きずなネット」や園内掲示板で保護者に知らせている。嘔吐セットが準備され、処理の手順がフローチャートで掲示されている。定期的に、吐瀉物処理の模擬訓練を行うことが望ましい。		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保39	㉔ ・ b ・ c
<コメント> 津波や洪水による浸水危険地域に立地しているため、防災の取組みを強化してきた。被災状況に合わせていくつもの避難場所を設定し、保護者へも実際の避難場所での引き渡し訓練を行っている。市の訓練に年長クラスの子どもが参加し、防災への意識が高まるようにしている。		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a ・ ㉔ ・ c
<コメント> 市で統一された、各年間計画や職員として対応等が文書化されている。文書化された冊子が職員一人ずつに配付されている。職員によって対応に違いが生じないように、その内容に関して職員周知や共通理解を図る取組みに期待したい。また、現場の保育が標準的な実施方法に基づいているか、検証する仕組みづくりに期待したい。		

Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	① ・ b ・ c
<p><コメント> 幼児担当者会議で、標準的な実施方法を見直す仕組みが出来ている。主査が保育実践を見る機会をもち、年齢にあった保育が行われているか確認している。さらに、標準的な実施方法に拘るあまり、画一的な保育になっていないか検証している。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 市の定めた用紙に添って、適切なアセスメントが実施されている。保護者への聴き取り手法も統一されている。支援困難ケースの対応については、「共通理解の必要な園児」として職員間で共有出来るように記録に残している。記入方法は手引書が定められている。今後は、個別指導計画に保護者ニーズを具体的に明示することを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	① ・ b ・ c
<p><コメント> 各年齢で、月週案の見直しや立案を行い、月1回の職員会議にて全員で話し合いや報告を行っている。月週案には、見直しの結果としての赤ペン修正が加えられており、PDCAサイクルを活用し、次の月週案の立案に役立っている。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	a ・ ② ・ c
<p><コメント> 保育の実施状況の記録は、パソコン入力されているが、紙ベースで保存されている。パソコン内の情報は個人管理の域を出ず、職員で共有するまでに至っていない。パソコンを活用し、職員間の情報共有を進めていきたいと考えており、今後に期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	① ・ b ・ c
<p><コメント> 個人情報の取り扱いについて、「保育園職員としてのあり方」の資料を基に4月に読み合わせを行っている。個人情報に関する書類は、施錠できる書庫に保管されている。園全体のセキュリティは警備会社に委託している。「共通理解の必要な園児」の記録は、個人情報の漏洩にならないように注意し、各職員が保管している。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年度末に、職員全員で「保育の全体的な計画」の反省と評価を行い、課題を明確にしている。昨年度の園内研究会の評価から、「噛む力は身体の動きに関連しているのではないか」との疑問が生じ、今年度の研究テーマとして明確にした。外部講師のアドバイスを得たり、職員間で試行錯誤しながら研究を進めている。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>コロナ下であり、消毒や換気等は特にこまめに行っている。食事の際は、手作りのパーテーションで安心して食事が出来るようにしている。また、3歳児以上はマスクを着用して感染予防を行っている。室内は絨毯を敷いたりコーナーづくりをしたりして、ほっとできる空間を準備している。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>「共通理解の必要な園児」の情報を職員間で共有し、どの職員も同じ対応を行うことで、子どもが安心して過ごせるようにしている。子どもを肯定的に観ることを基本にした対応を心掛け、職員間で話し合いをもって共通理解をしている。職員は、穏やかで丁寧な言葉づかいをしている。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	保49	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子育て支援研修に参加し、「保育園で求められるもの」について学んでいる。家庭で基本的な生活習慣を獲得する力が弱くなっていることから、保育園で様々な経験をさせることを心掛けている。年長児を対象に、年1回「食育チャレンジ」を2週間行うことで、保護者への啓蒙を行っている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育内容に関し、一斉保育から、子どもが選択して活動できる保育を行うように転換を図っている。子ども同士の話し合いを重視し、子どもが主体的に活動する機会を増やしている。具体的には、当番活動や野菜作りである。また、研究テーマである「体幹を鍛える」ことから、地面に身体をつけて遊んだり、縄跳びやけんけん遊びなどを行っている。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>0歳児保育は一時保育のみ行っており、1日10名定員で、専門の職員が保育を担当している。月に19日の利用が可能である。保育状況を「一時保育日誌」に記録として残している。手作り玩具を準備したり、子ども一人ひとりの生活リズムに合わせた対応を行っている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの生活リズムを大切にしており、午睡から目覚めた子どもから順次おやつを食べたり、成長に応じての遊びに誘ったりしている。手作り玩具を月1回準備し、子どもの興味や発達に応じた玩具を選んでいる。生活と遊びの場を区切り、安全で快適に過ごせるようにしている。異年齢との関わりとして、戸外遊びや早期保育・行事等での交流の機会がある。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 子どもに興味のある遊びを展開出来るように、コーナーづくり等の環境を整えている。また、子どもと一緒に話し合いを進め、運動会や生活発表会を行っている。園庭には自然を感じる環境があり、年齢毎の遊具も配置されている。今後は、子どもたちが園で行っている協同的な活動を、地域や就学先の小学校に伝える工夫をされたい。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 障害児担当研修会があり、担当職員が参加している。園内でも障害児研修を行って、様々な障害特性に関する知識を高めたり、障害児への対応を共通理解したりしている。定期的に、保健師や青い鳥学園などの専門職からも助言を受けている。不定期ではあるが、子どもの様子を保護者に知らせ、園生活をスムーズに送れるようにしている。</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 職員はシフト制勤務になっており、順番に長時間保育を担当している。長時間保育を利用している保護者と週に1日は顔を合わせる機会があり、意見交換や情報の共有が可能である。年間の長時間保育計画があり、年度末に見直しをしている。その際には、反省や課題を明確にして記録に残し、次回の計画に反映させることが望まれる。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づき、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 小学校からの出前講座があり、子どもたちが就学への期待や見通しを持つ機会となっている。保護者へは、「園だより」を使って情報を伝え、就学への見通しがもてるようにしている。地域からの参加を得て、幼保小の連絡会が年3回行われている。今後は、園の職員と小学校教諭とによる合同研修を検討されたい。</p>		
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「健康管理マニュアル」が整備され、保健計画が作成されている。その保健計画を月の指導計画に記載して実践することで、計画の見直しの機会とされたい。3歳未満児は「午睡チェック票」があり、SIDS(乳幼児突然死症候群)の予防に努めている。また、保護者へは保育室に掲示し、SIDSについての啓蒙に取り組んでいる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉞ ・ b ・ c
<p><コメント> 健康診断・歯科健診の結果は、定められた用紙に記録している。歯科医より、噛む力について話を聞き、食生活の様子から噛む力が少ないと感じ、「園だより」を使って噛む力の大切さを知らせた。また、噛む力が必要なおやつは何かを職員間で考える機会をもち、食育に取り入れるようになった。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」があり、毎月の献立表を使って、保護者も含めたアレルギー会議を行っている。アレルギーのある食事については、代替え食となっている。食事前に、担任と園長、調理員でトリプルチェックを行い、誤食を防いでいる。今後は園内でアレルギーの研修を行い、アレルギーに関する知識を高めることを期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	① ・ b ・ c
<コメント> 子どもの発達に合わせた食器を準備し、子どもが自分から使いたい食器を使えるようにしている。2歳児は乳児食から幼児食への移行期でもあるので、食材を少し大きくして噛む力が育つようにしている。園庭で育てた野菜を収穫し、その野菜を家庭に持ち帰り、食や調理への興味が高まるようにしている。園の給食は写真掲示し、保護者に分かりやすくなっている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	a ・ ② ・ c
<コメント> 園長と主査、調理員、養護保育士で、月1回給食会議を行い、子どもの食事の様子について話し合っている。その結果は、市の栄養士に報告されている。自園調理でなく、給食センターからの配食となっている。地域の食文化を活かしたメニューがあり、子どもたちにも好評である。今後は、調理員や栄養士が、子どもの食事の様子を見に行く機会を設けられたい。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	① ・ b ・ c
<コメント> 3歳未満児は連絡ノートを使用し、3歳以上児はホワイトボードにて毎日園の様子を知らせている。保育参加を行い、保護者の都合に合わせて年1回参加出来るようになっている。個人懇談会も行い、保護者の要望を聞く機会としたり、子育ての悩みを聞いたりしている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	① ・ b ・ c
<コメント> 「保護者支援方法」がマニュアル化され、1年に1度読み合わせをしている。保護者からの相談については、「育児月報」に記載し、月毎に集計して市に報告している。また、「育児月報」は、職員全員への周知を確認するために押印することになっている。シフト制の勤務形態であり、長時間保育を利用している保護者は、担任から直接園での子どもの様子を聞くことが可能である。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	a ・ ② ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」があり、必要に応じて関係機関への連絡をしている。虐待の早期発見は、朝の視診や身体測定などの際に丁寧に見ている。子どもの観察ポイント等を分かりやすくする工夫を検討されたい。また、園内での虐待に関する研修を検討されたい。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ ① ・ c
<コメント> 人事考課制度による「成果評価シート」、「能力取組シート」で、個人目標設定や評価等が行われている。職員一人ひとりが保育全般についての自己評価を行い、それらを集計分析することによって、園全体の課題等を明確にし、保育の改善や専門性の向上に繋げていくことを期待したい。		